

# 第1回青森県立高等学校入学者選抜 研究協議会

日 時：5月27日 13:30～15:30

会 場：東奥日報新町ビル

3階 New's ホール催事場D

## 次 第

- 1 開会
- 2 教育長挨拶
- 3 自己紹介（委員）
- 4 設置要項説明
- 5 会長及び副会長の選出
- 6 会長及び副会長挨拶
- 7 専門委員会委員長、副委員長の選出
- 8 研究協議
  - （1）現行制度導入の経緯及び県立高校入試制度の概要
  - （2）本協議会の設置について
  - （3）研究協議事項・開催予定
  - （4）現行制度の実施状況（成果と課題）
  - （5）専門委員会の調査事項
  - （6）その他
- 9 その他
- 10 閉会

令和8年5月27日

青森県立高等学校入学者選抜研究協議会事務局

# 座席図

(会長)  
議長席  
○

松尾 健治 ○  
青森市立千刈小学校  
校長

三橋 信子 ○  
青森市立造道中学校  
校長

三橋 央尚 ○  
八戸市立是川中学校  
校長

長内 尚明 ○  
平川市立平賀西中学校  
教諭

片桐 拓 ○  
県立弘前工業高等学校  
教諭

○ 和久 秀樹  
青森公立大学  
入学者選抜専門監

○ 古川 浩樹  
青森中央学院大学  
教授

○ 里村 智彦  
八戸聖ウルスラ学院中学高等学校  
校長

○ 木津谷 春樹  
県PTA連合会  
副会長

○ 成田 卓也  
県PTA連合会  
副会長

○ 高橋 尚裕  
県高等学校PTA連合会  
顧問

○ 中村 友美  
県高等学校PTA連合会

(専門委員会委員)

○ 横山 尚子  
青森市立甲田中学校  
教頭

○ 氣田 章正  
県立青森高等学校  
教頭

○ 八代 昌樹  
弘前市立第一中学校  
教諭

○ 白戸 栄治  
八戸市立白銀中学校  
教諭

○ 竹園 通之  
県立八戸高等学校  
教諭

○ 池田 晋平  
県立尾上総合高等学校  
教諭

報道関係者席

オブザーバー

○ ○ ○ ○ ○  
学 学 学 学 学  
校 校 校 校 校  
教 教 教 理 教  
育 育 育 事 育  
課 課 長 課 課  
副 長 長 長 長  
参 長 代 理  
事

事務局席

## 委員名簿

### (1) 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会委員

番号	委員氏名	所属・職
1	和久 秀樹	青森公立大学 入学者選抜専門監
2	古川 浩樹	青森中央学院大学 教授
3	工藤 裕司	青森市教育委員会 教育長
4	里村 智彦	八戸聖ウルスラ学院中学高等学校 校長
5	木津谷 春樹	青森県PTA連合会 副会長
6	成田 卓也	青森県PTA連合会 副会長
7	高橋 尚裕	青森県高等学校PTA連合会 顧問
8	中村 友美	青森県高等学校PTA連合会
9	松尾 健治	青森市立千刈小学校 校長
10	三橋 信子	青森市立造道中学校 校長
11	石田 盛彦	弘前市立第二中学校 校長
12	三橋 央尚	八戸市立是川中学校 校長
13	長内 尚明	平川市立平賀西中学校 教諭
14	中山 康夫	青森県立青森中央高等学校 校長
15	福士 貴博	青森県立弘前高等学校 校長
16	小笠原 理高	青森県立三本木農業恵拓高等学校 校長
17	片桐 拓	青森県立弘前工業高等学校 教諭

### (2) 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会専門委員会委員

番号	委員氏名	所属・職
1	三橋 信子	青森市立造道中学校 校長（協議会と兼務）
2	横山 尚子	青森市立甲田中学校 教頭
3	八代 昌樹	弘前市立第一中学校 教諭
4	白戸 栄治	八戸市立白銀中学校 教諭
5	中山 康夫	青森県立青森中央高等学校 校長（協議会と兼務）
6	福士 貴博	青森県立弘前高等学校 校長（協議会と兼務）
7	氣田 章正	青森県立青森高等学校 教頭
8	竹園 通之	青森県立八戸高等学校 教諭
9	池田 晋平	青森県立尾上総合高等学校 教諭

## 青森県立高等学校入学者選抜研究協議会設置要項

### (設置及び業務)

第1条 青森県立高等学校入学者選抜に関する諸問題について研究協議を行うため、青森県立高等学校入学者選抜研究協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会は、青森県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める協議事項に関する意見を、教育長に報告する。

### (組織)

第2条 協議会は、教育長が委嘱する次の17名の委員で組織する。

県立高等学校長	3名
中学校長	3名
小学校長	1名
私立高等学校長	1名
市町村教育委員会教育長	1名
小中学生の保護者	2名
高校生の保護者	2名
教職員組合代表	2名
学識経験者	2名

### (会長等)

第3条 協議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長の選任は、委員の互選による。

3 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

### (専門委員会)

第4条 協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員会を置く。

2 専門委員会は、教育長が委嘱する次の9名以内の委員で組織する。

県立高等学校長	2名（協議会委員が兼務）
中学校長	1名（協議会委員が兼務）
県立高等学校教頭	1名
中学校教頭	1名
県立高等学校教員	2名
中学校教員	2名

3 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、協議会の委員が兼務する。

4 委員長及び副委員長は、協議会の会長が指名する。

5 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(任 期)

第5条 協議会及び専門委員会の委員の任期は、委嘱した日から令和9年3月31日までとする。ただし、委嘱期間は更新できる。

(会 議)

第6条 協議会及び専門委員会の会議は、教育長が招集する。

(事務局)

第7条 協議会の事務局は、教育庁学校教育課に置く。

(その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要項は、令和8年5月12日から施行する。